

上尾市介護保険料納入通知書（介護保険料額決定通知書）送付用
封筒広告掲載に関する取扱基準

〔 平成 26 年 9 月 26 日
健康福祉部長決裁 〕

（趣旨）

第 1 条 この基準は、上尾市有料広告掲載に関する要綱（平成 21 年 3 月 24 日市長決裁。以下「有料広告要綱」という。）の規定に基づき、市が作成する上尾市介護保険料納入通知書（介護保険料額決定通知書）送付用封筒の広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告内容の基準）

第 2 条 広告掲載をする事が出来る広告内容は、上尾市有料広告掲載に関する要綱に定めるもののほか、次に掲げる広告内容以外のものとする。

- (1) 墓所、墓石等に関するもの
- (2) 葬儀、葬祭等に関するもの
- (3) 遺言の作成等に関するもの
- (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービス事業所及び施設に関するもの

（広告の規格等）

第 3 条 広告の規格は、1 区画当たり、縦 35 ミリメートル、横 90 ミリメートルとする。

- 2 広告の区画数は、2 区画とする。
- 3 広告欄の印刷は、墨一色とする。

（広告掲載の位置）

第 4 条 広告掲載の位置は、上尾市介護保険料納入通知書（介護保険料額決定通知書）送付用封筒裏面で、市長があらかじめ指定した位置とする。

（広告の掲載料）

第 5 条 広告の掲載料は、広告掲載 1 回につき、1 区画当たり、5 万円とする。

（広告掲載の期間）

第 6 条 広告掲載の期間は、別に定める。

（広告の掲載順位）

第 7 条 広告の掲載順位は、抽選により決定するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、上尾市介護保険料納入通知書（介護保険料額決定通知書）送付用封筒への広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。